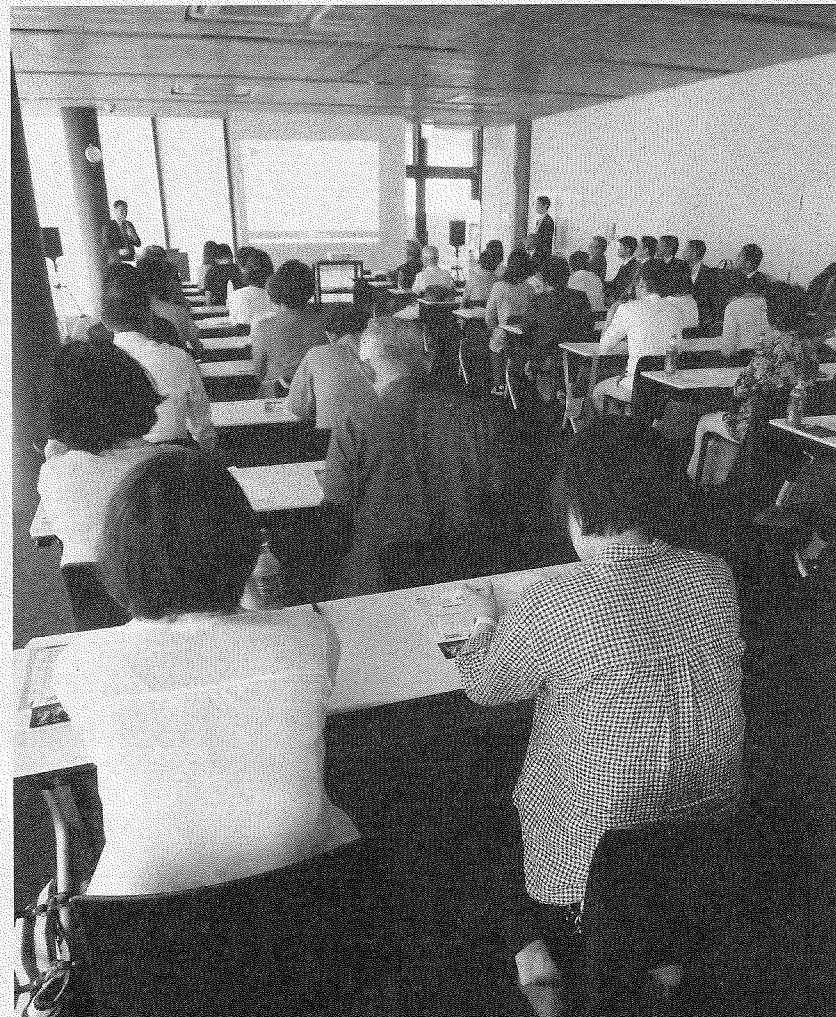


日本政策金融公庫が出張授業



相続の基礎を学んだ講座

周南相続支援協会が講座 相続の基礎学ぶ

周南市の周南相続支援協会は25日、相続基礎講座を開き、山駅前図書館で開き、メンバーの専門家が相続手続きについて講義した。

講師は周南市の弁護士の川崎政之さん(46)、司法書士の内山

敬二さん(38)、税理士の澄田卓哉さん(50)。川崎さんは相続の基礎知識を紹介し、「遺言は自筆証書遺言でなく、法的に明確な公正証書遺言にすべきだ」と助言した。

内山さんは「日本で所有者不明の土地は40万件あり、九州より広い。相続登記は現

状では法的義務はないが、所有権があいまいになり相続人の話し合いがまとまらなくなる恐れがある」と述べた。

協会は弁護士、司法書士、税理士のほか、不動産鑑定士、宅地建物取引士ら相続手続

トが費用リスクを上回った場合に実行すべきだ」と勧めた。

この後、メンバーによる

講座は初開催で約35人の市民が専門家の話を傾けた。

協会は弁護士、司法書士、税理士のほか、不動産鑑定士、宅地建物取引士ら相続手続

トが費用リスクを上回った場合に実行すべきだ」と勧めた。

この後、メンバーによる